

投票日

7月22日(日)予定

午前7時から  
午後8時

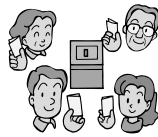
7月29日(日)が投票日の場合もあります

※投票日は、各家庭に配布する選挙公報で確認してください。

# 参議院議員通常選挙 (選挙区・比例代表)



## 投票できる人



- ・昭和62年7月23日以前に生まれた人
- ・平成19年4月4日以前に転入手続きをした人
- （4月5日以降に市外から転入してきた人は、前住所地で不在者投票ができます）

※平成19年6月25日までに市内転居の手續きをした人は、新住所地の投票所で投票できます。

## 投票時間と会場

午前7時から午後8時まで、入場券に記載している投票所にお越しください。

※身体に障害のある人や字の書けない人は、会場で申し出てください。代理者（係員）が代筆します（秘密は固く守ります）。

目の不自由な人には、点字器も用意しています。

## 郵便による不在者投票

身体に重度の障害があり、歩行が困難な人は郵便による投票ができます。該当すると思われる人で「郵便等投票証明書」をお持ちでない人は、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

## 投票日に市外に滞在している人は不在者投票を

市外に滞在している人は滞在先の選挙管理委員会ですべての投票ができます。室蘭市選挙管理委員会に「投票用紙等請求書兼宣誓書」で投票用紙を請求してください。請求書兼宣誓書はこの選挙管理委員会でも備え付けています。

## 投票日に投票できない人は期日前投票を

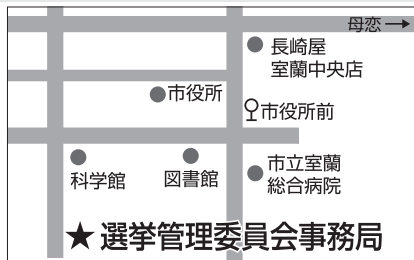
投票日に投票できない人は、期日前投票の期間中に、入場券を持参してください。

期間 7月6日(金)～21日(土)

※投票日が7月29日の場合は、7月13日(金)から28日(土)になります。

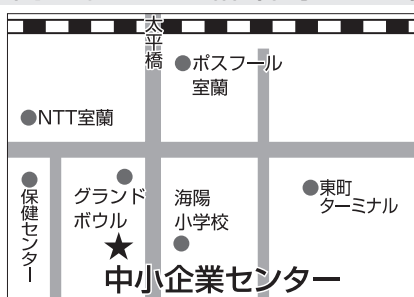
時間 8時30分～20時

選挙管理委員会事務局（栄町2-1-19）



## 期日前投票の投票所

中小企業センター3階（東町4-29-1）



## 7月29日投票日における投票できる人

- ・昭和62年7月30日以前に生まれた人
- ・平成19年4月11日以前に転入手続きをした人
- （4月12日以降に市外から転入してきた人は、前住所地で不在者投票ができます）
- ※平成19年7月3日までに市内転居の手續きをした人は、新住所地の投票所で投票できます。

参議院議員選挙の投票日については、変更になる見込みがあるため、22日と29日の投票日の場合を併記して掲載します。ご了承願います。